

出入国管理及び難民認定法

(昭和二十六年十月四日政令第三百十九号)

(通報)

第六十二条

何人も、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人を知ったときは、その旨を通報することができる。

二 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当つて前項の外国人を知ったときは、その旨を通報しなければならない。

三～四 略

五 前四項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入国審査官又は入国警備官に対してしなければならない。